

# 政治資金監査の質の向上について

## ～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

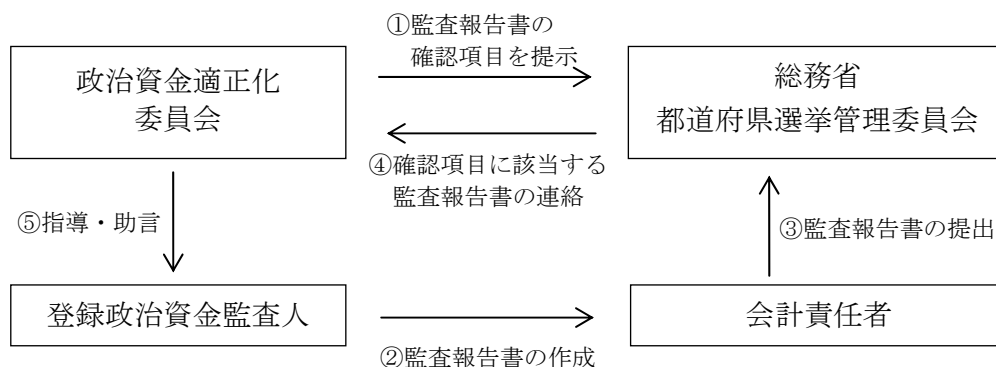
### 1. 背景・目的

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う次のような枠組みが示された。

- ・ 指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるために必要な都道府県選管及び総務省の報告を求めるための確認項目を策定
- ・ 確認項目に該当するもの等について、都道府県選管及び総務省から当委員会に報告を受けた場合に、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接個別の登録政治資金監査人に指導・助言

#### 【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）】



（「取りまとめ」（平成26年3月）P11、12参照）

上記の枠組みの具体的な内容に関するこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり個別の指導・助言を実施することとする。

この取組の目的は、政治資金監査報告書等の状況を報告してもらい、改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、政治資金監査チェックリストの活用促進等登録政治資金監査人への注意喚起による政治資金監査のより適確な実施並びに都道府県選管及び総務省における将来的な形式審査業務の効率化を図るものである。

なお、この取組は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行うものであり、個々の登録政治資金監査人への指導・助言の状

況を公表するものではない。

## 2. 確認項目について

### (1) 確認項目

- 登録政治資金監査人の高い専門性を考慮すれば、確認項目を必要以上に細かく設定する必要はなく、政治資金監査報告書の基本的な構成に係る項目にとどめる。  
ただし、当面は政治資金監査の実施状況として、形式的に正しい収支報告書の前提となる、表計が合っていないものについても、都道府県選管及び総務省に報告を求める。
- この考え方にに基づき、確認項目を決定する。なお、運用状況等を見直しを行う。

### (2) 確認項目による当委員会への報告

#### ①報告主体

都道府県選管分：都道府県選管  
総務大臣分：都道府県選管及び総務省

#### ②報告を求める範囲

確認項目に該当するものについては、原則として、都道府県選管及び総務省における形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告を求めることとし、都道府県選管又は総務省からの指摘を受けて補正されたものについては、報告は求めない。

また、確認項目以外に関するものについては、個別の指導・助言が必要と都道府県選管又は総務省が考えるものについて報告してもらい、指導・助言や今後の見直しの参考とする。

#### ③報告手順

当委員会に報告する際に、報告漏れ及び写しの添付漏れがないようにすることが必要である。

## 3. 報告があったものの委員会での取扱いについて

### (1) 確認項目に関する報告について

都道府県選管及び総務省からの報告後、個別の指導・助言の前までに、具体的な指導・助言の対象、方法、時期等について、個別の事例1件ご

とに委員会で審議・決定する。

## (2) 確認項目以外に関する報告について

都道府県選管及び総務省によって報告内容が異なると考えられるため、確認項目以外に関する報告に係る個別の指導・助言の要否、方法等については、都道府県選管及び総務省からの報告を受けた後に、個別に委員会で審議・決定する。

また、その後の確認項目等の見直しに関する検討の際の参考とする。

## 4. スケジュール

### ○実施時期

平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査から実施する。

### ○報告期限

12月上旬とする。なお、期限前の報告も受け付ける。

### ○個別の指導・助言の時期

都道府県選管及び総務省からの報告後、委員会の審議・決定を経た上でできる限り速やかに実施する。

## 5. 個別の指導・助言の方法について

### (1) 指導・助言の対象

確認項目に基づき当委員会に報告されたものについては、全て指導・助言の対象とする。

また、確認項目以外に関するものについては、個別の指導・助言の必要性を委員会において審議し、指導・助言の要否を個別に判断する。

### (2) 指導・助言の手法

指導・助言は文書によることとし、文面については該当した確認項目に応じたものとする。

また、確認項目以外に関するものについて当委員会に報告された場合には、当該報告内容を踏まえ、指導・助言文書の内容を委員会において審議し、個別に判断する。

### (3) 関係士業団体との協力

当委員会から登録政治資金監査人への直接の指導・助言に加えて、関係士業団体に連携・協力を依頼することとし、具体的な手法の検討に当たっても士業団体と引き続き調整する。

## 6. 個別の指導・助言に関する周知等について

登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の運用を平成27年1月から開始するに当たって、制度の趣旨等について関係者に周知する。

### (1) 登録政治資金監査人に対する周知

登録政治資金監査人に対して、個別の指導・助言は翌年以降の政治資金監査の更なる質の向上を図るための取組であるという趣旨等を周知する。

### (2) 都道府県選管に対する周知・協力依頼

個別の指導・助言の運用を始めるに当たりスムーズに事務を行ってもらえるよう、委員会での審議内容等を詳細に説明し、協力を求める。

### (3) 関係士業団体に対する周知

関係士業団体に対しては、「5(3) 関係士業団体との協力」で、指導・助言について協力を依頼する予定であるが、これとは別に、委員会から行う個別の指導・助言の趣旨等について説明する。